

○日本育英会が第一種学資金の貸与を行う場合の大学通信教育における面接授業の方法に関する省令

昭和60年4月6日

文部省令第17号

改正 平成12年10月31日文部省令第53号

日本育英会法施行令（昭和59年政令第253号）第2条第2項の規定に基づき、日本育英会が第一種学資金の貸与を行う場合の大学通信教育における面接授業の方法に関する省令を次のように定める。

日本育英会が第一種学資金の貸与を行う場合の大学通信教育における面接授業の方法に関する省令

日本育英会法施行令（昭和59年政令第253号）第2条第2項の文部科学省令で定める教員に面接して授業を受ける方法による者は、放送大学学園が設置する大学に在学する者とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（平成12年10月31日文部省令第53号）抄

（施行期日）

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。